

図表6-1 再雇用制度の概要（平成12年度）

事 項	内 容
職 の 性 格	非常勤の特別職(地方公務員法第3条第3項第3号)
採 用	定年及び勤奨退職者を対象とし、退職前の勤務成績が良好で、必要な知識・技能を有し、意欲を持っている者のうちから、選考のうえ、採用する。
配 置	再雇用職場を設定し、職員の適正配置を行う。
雇 用 期 間	1年以内とする。ただし、4回まで更新を認める。
勤 務 日 数	月当たり16日とする。ただし、11日以上範囲で、月々の勤務日数を弾力的に定めることができる(年間総勤務日数192日)。
勤 務 時 間	・1日8時間を原則とする。 ・変則勤務(早番勤務は7時間、遅番勤務は6時間をもって1日勤務とする。)
報 酬	・204,200円(年度当初) ・前年度の報酬額を基準とし、常勤職員の給与の平均改定率により改定する(遡及改定)。 ・通勤費相当額を第2種報酬として支給する。
年次有給休暇	1年目7日、2年目8日、3年目9日、4年目10日、5年目12日
休暇(年休を除く)・職免	・夏季休暇(2日) ・慶弔休暇(正規職員に準ずる) ・公民権行使 ・元気回復事業参加(16時間)
社 会 保 険	健康保険法、厚生年金保険法及び雇用保険法の定めるところによる。
福 利 厚 生 等	・(財)東京都福利厚生事業団の会員とする。 ・健康診断を実施する。
被 服	職務遂行上必要な被服を職務実態に応じて措置する。

図表6-2 非常勤職員の分類

区 分	内 容
専門的非専務的非常勤	専門的資格、能力又は学識経験に基づいて、高度専門的業務に従事する非常勤
臨時的非常勤	その都度業務の必要性に応じて業務に従事する非常勤
専務的非常勤	勤務形態の多様性を活かし、専ら都行政の業務に従事するもので、月11日以上勤務する非常勤